

第3章

地域性を活かし魅力ある
煌めくまちを目指して

第1節 学校教育・生涯学習の充実

1 学校教育の充実

現状と課題

三好市の学校教育における学校数及び児童・生徒数は、平成19年5月1日現在、小学校は30校と1分校、児童数は1,554人、中学校は7校、生徒数は860人でしたが、平成24年5月1日現在では、小学校は18校で児童数が1,086人、中学校は6校で生徒数は743人となっています。児童・生徒数は、過疎化・少子化の影響によって年々減少しています。特に山間地域では著しく、複式教育を実施している小学校が14校、38学級ありましたが、現在では休廃校により5校、9学級と減少しています。さらに、今後も減少の傾向が続き、小規模校化が一層進むため、学校の適正配置を検討していく必要があります。

学習内容については、国際化、情報化、科学技術の進展など社会の急激な変化に対応していくため、心の教育とともに基礎学力の向上を基本に、総合的な学習、郷土学習など地域の特性を踏まえた特色ある教育を進めていくことが重要です。

また、開かれた学校づくりに向けて、積極的に情報を公開するとともに、家庭や地域との連携を強化していくことが求められています。

さらに、教育委員会の指導力の強化を図るとともに、教職員の資質向上や適材適所の配置など学校教育体制の充実に取り組んでいくことが必要です。

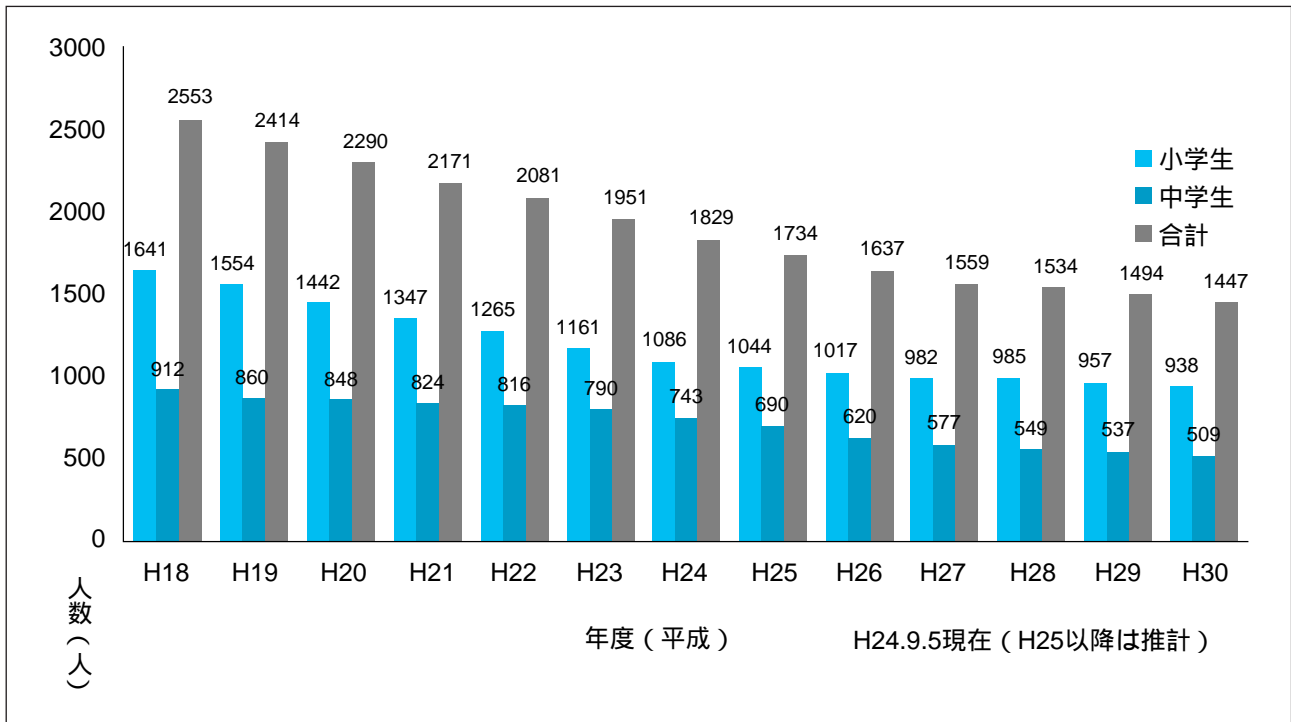
就学前教育については、平成19年5月1日現在、17園の公立幼稚園がありましたが、平成24年5月1日現在では9園が設置されています。

幼保連携など新しい教育や保育に対するニーズが高まっていることから、地域の実情に応じた就学前教育の充実を図っていくとともに、幼稚園（保育所）・小学校・中学校相互に連携のとれた教育活動を展開していくことが必要です。

公立高等学校の3校では、生徒の進路希望の期待に応えることができる教育の推進を図るため、中高連携の推進などに向けた取り組みが必要となっています。



小中学校児童生徒数の推移



基本方針

幼稚園、保育所と小学校との連携を強化し、一貫した教育体制の確立を図るとともに、幼稚園、保育所を一体化した総合施設の導入を検討します。

次代を担う児童・生徒の確実な学力の定着と心豊かな育成のために、学校・家庭・地域が一体となった活力と特色ある学校教育を推進します。

適正な教育環境の創造に努めるとともに、学校施設の改修や耐震化対策を計画的に進めます。

高等学校教育機能の充実に向けて中高および地域との連携を強化し、学習機会の充実に努めます。

具体的施策

就学前教育の充実

就学前教育の充実を図るため、幼稚園、保育所と小学校との連携を強化し、一貫した教育体制の確立を図ります。

保育所と幼稚園の機能を一体化した総合施設の創設や民間活力の導入について検討を進めます。

学校教育の充実

特色ある教育の推進

一人ひとりの個性を生かし、心豊かにたくましい児童・生徒を育成していくため、「学力の向上と人間性をはぐくむ学校教育」を推進します。

自ら学び自ら考える児童・生徒を育成し、確かな学力を身に付けさせるため、指導内容や指導方法の工夫・改善に努めます。

地域の特性を生かした総合学習の推進や体験学習など各学校の創意工夫による教育を推進します。

食育の推進により健全な食生活を実践できる児童生徒の育成を図るとともに、生活習慣病の予防など健康教育や事故防止のための安全教育の充実に努めます。

障害のある児童・生徒に対する適切な就学指導を行うとともに、障害に応じた特別支援教育や教育環境の整備に努めます。

学校評価システムや人事評価制度を推進し、教育の質的向上を図ります。

児童・生徒の減少に対応し、適正な教育環境を確保していくため、学校の適正配置について検討します。

社会の変化に対応した教育の推進

情報化に対応していくため、情報機器を設置し、情報教育の充実に努めます。

国際化に対応し、豊かな国際感覚の醸成や国際理解を高めていくため、外国人指導助手の活用を図り英語教育を推進します。

地球環境や高齢化・少子化問題など今日的課題に対する理解を深める教育を推進します。

心の教育の充実

道徳教育を充実し、社会のルールやマナーを守る心や態度を育成します。

児童・生徒が正しい人権感覚を身につけることができるよう、発達段階に応じた人権教育の推進に努めます。

情操教育を推進するとともに、心身ともにバランスのとれた児童・生徒を育成するため、自然体験、ボランティア体験、スポーツ、文化活動など多様な体験活動の機会を確保します。

適応指導教室やスクールカウンセラーの設置を推進するとともに学校、地域、家庭、関係機関との連携を強化し、心の教育相談体制を充実します。

開かれた学校づくりの推進

学校・家庭・地域が相互に連携して子育てを進めるため、開かれた学校づくりに努めます。

校長の求めに応じて、学校運営についての意見を聴取するため、学校評価制度の充実に努めます。

地域住民の生涯学習およびスポーツの活動の場として学校施設の積極的な開放を進めます。

学校教育体制の充実

校長を中心とした学校経営体制の確立を図り、特色と活力ある学校教育を推進します。

教職員の資質向上および人材育成に努め、個々の特性や能力を発揮し、組織として機能する学校づくりを進めます。

教育環境の整備

教育施設・設備の整備

老朽化した学校施設などの計画的な改修や耐震化対策を進めるとともに、適切な維持管理に努め、快適な教育環境の創造を図ります。

校舎内LANや情報機器の整備を進めるなど情報化に対応した設備の充実に努めます。

老朽化した給食調理施設について、望ましい学校給食のあり方を含め統合問題についても検討を行います。

安全な環境の確保

児童・生徒を犯罪から守るため、地域や関係機関と連携を強化し、危機管理体制の充実を図ります。

児童・生徒が安全に通学できるよう、交通安全に配慮した通学路の整備を図るとともに、地域が一体となって事故や犯罪の発生防止に努めます。

主要事業

事業名	事業概要	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
教育体制確立事業	中長期的な展望に立ち、幼稚園、保育所と小学校とが連携を強化し、子育て支援を総合的に推進します。		検討		実施	
学校・家庭・地域一体活力創造事業	学校・家庭・地域が一体となった活力と特色のある学校教育を推進します。			実施		
教育環境創造事業	児童・生徒に適正な教育環境の創造につとめ、学校施設の改修や耐震化を推進します。	実施				
特色ある教育の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「ナンバーワン・スクール」「オンリーワン・スクール」への挑戦 ・子どもの基本的習慣の確立、基礎学力の定着や体力向上、青少年の健全育成 ・ICT（情報通信技術）教育の推進 			実施		



2 生涯学習の充実

生涯学習

現状と課題

社会・経済情勢の変化に伴い、価値観が多様化する中、生涯をよりよく生きたいという願いは市民共通のものとなっています。三好市には6つの公民館と3地区館そして53分館が設置され、住民に最も身近な教育施設として社会教育関係団体やグループ、また、自治会の活動等、地域と密接に関わってきました。

住民一人ひとりが、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」自発的に学習を行えるようにするためには、学習拠点となる施設の整備、指導者・コーディネーターの育成や確保など生涯学習を推進するシステムづくりを図ることが重要です。

今後、「学び」による地域づくりを推進するためには、総合的、体系的な学習体制と組織の整備を進めるとともに、公民館を生涯学習の拠点として、施設の充実と職員資質の向上、地域間交流に積極的に取り組むなど、生涯学習機能の向上に努める必要があります。

基本方針

すべての市民が生涯のそれぞれの時期に自由に学習機会を選んで学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような豊かな学習社会を築いていきます。また、互いの人権が尊重される心豊かな社会と、国際化、高度情報化などの社会変化に対応できる市民性を育むため、学校、家庭、地域社会が一層連携協力し、文化的で創造性に富む生涯学習社会の実現をめざします。

具体的施策

生涯学習推進体制の整備

三好市の生涯学習を総合的に企画・調整・推進するため、生涯学習推進組織の整備や指針の策定、必要な人材の育成・確保など、生涯学習推進体制の整備を図ります。

三好市の情報通信設備を活用し、広域にわたる生涯学習のニーズをとらえ、公民館、図書館等、社会教育施設の利便性の向上に努めます。

学習機会の提供と環境づくり

子どもから高齢者までのだれもが参加しやすいよう、身近な施設や場所を利用して、生涯学習の機会の提供を行います。市の生涯学習関連施設が連携して、生涯学習を計画・実施します。講座などの内容は、高齢化社会や情報化社会などを反映した現代的課題や地域的な課題も取り上げ、学習ニーズに対応した魅力あるものとします。講座の開設時間に配慮するなど、学習しやすい環境づくりを行います。

学習グループの支援

生涯学習グループに対し指導者や講師の派遣、活動の場の提供などを行うとともに、各グループ相互間の交流を促進します。また、学習活動の成果を三好市民文化祭で発表するなどして、自主的な学習活動を支援します。

在宅学習の支援

家事や育児などさまざまな理由で学習会場まで出向けない人のために、講座記録のビデオ化やケーブルテレビを利用した放映の充実に努めます。

図書館活動の充実

生涯学習の中核的施設として、市民の多種・多様な資料要求に応えるため、図書館資料の充実に努めるとともに施設の整備を進めます。

図書館システムの統合により、より利便性の高い全域サービスの向上や県および他の市町村図書館等とのネットワーク化を推進します。

三好市民大学講座と三好学術文化学会の実施

郷土や社会を取り巻く課題について学び、自己啓発や市民が集える場として三好市民大学講座を実施します。また、より深く専門的に郷土について学習する三好学術文化学会を実施します。



青少年育成

現状と課題

経済的豊かさや生活の便利さが進展した一方、青少年の規範意識の低下や耐性の欠如、自己中心的な考え方の広がり、社会連帯意識の希薄化などが見られます。また、引きこもりや無気力など、周囲の環境や社会生活になじまない問題行動が年々増加しています。このような中、次代を担う青少年を健やかに育成することは、重要な課題となっています。

基本方針

豊かな人間性と連帯の精神に満ちた青少年の育成を目指して、社会活動などへの積極的な参加の促進や社会環境の健全化を図るなど、家庭・学校・地域社会が一体となった地域ぐるみでの取組みを推進します。

具体的施策

三好市青少年育成センターの活動の推進

三好市青少年育成センターの組織を充実し、青少年健全育成につながる活動を積極的に進めます。

青少年を育て守る活動の推進

心豊かでたくましく人間性あふれる青少年を育てるため、健全な地域環境づくりと、心の通い

合うあいさつ運動を市民総ぐるみで進め、子どもを犯罪から守るとともに、地域での防犯活動の意識を高めます。

家庭・地域・学校の連携強化

学校・家庭・地域、そして関係団体・機関との連携を強化し、非行防止活動や補導活動、環境浄化活動に取り組みます。

青少年団体活動の支援

青少年の健全育成を図る各種団体活動の活性化を支援します。

3 人権教育・啓発の推進

人権教育

現状と課題

地域住民が生涯にわたって自主的に人権学習に取り組むことが出来る環境づくりを推進するため、住民ニーズに応じた多様な学習機会を提供することが必要となっています。このため、各種団体との連携のもとに指導者の養成、人材確保やネットワーク化を図りながら、生涯学習関連施設の整備充実や地域を活かす人材育成のための「ひとづくり」が重要です。

また、「21世紀は人権の世紀」といわれるなかで、同和問題を最重要な人権問題としてとらえ、すべての人びとの基本的人権が尊重される社会、つまり「人権という普遍的文化」の実現が求められています。そのためには、人権教育・啓発に関する施策を市の責務として積極的に推進しなければなりません。あらゆる場、機会において積極的に啓発・広報活動を行い、市民の人権意識の高揚を図るとともに、これまでの実績や教訓、教育や啓発の取り組みの成果を活かして、様々な差別の解消を目指し、地域にあった市民主体の人権教育・啓発を推進する必要があります。

基本方針

子どもたちがそれぞれの個性を伸ばしつつ次代を担う人材として成長するために、情報化、国際化、高齢化などの社会の変化に対応できる力、生きる力を育む視点に立って、基礎学力はもとより、人権の尊重、個性の尊重、豊かな心を育てる教育、福祉、環境、地域の文化や伝統を尊重する教育を推進します。

人権教育を全教育活動の中に位置づけ、計画的、系統的な指導を推進します。

具体的施策

社会教育での人権教育

町村合併によって、人権教育を後退させないことを基本認識として、これまでの取り組みの成果の継続を基本に、今後の人権教育をさらに充実、発展させるため、事業等の発展的な統合を図ります。

社会教育における人権教育は、学習の機会を提供することが重要であり、このための人材の育成とリーダーの養成を図るために、三好市人権教育推進協議会、人権教育講師団を中心に、市民主体の教育、啓発活動を進めるための「ひとづくり」を計画的に実施し、指導者を養成する研修

会を実施します。

人権教育を生涯学習の中で明確に位置づけ、人と人のつながりや関わりを大切にし、人と人、地域と地域の交流を図ることを目的として、人権教育をさらに推進します。

学校教育での人権教育

学校教育における人権教育については、人権教育推進方針の具現化を図りながら、あらゆる人権問題の解決に意欲と資質を持った児童生徒の育成を目標に取り組みます。

教育活動全体を通して人権尊重の精神の涵養を図りながら、いのちの尊さを人権教育の基盤にすえ、自分だけでなく他人の人権も相互に尊重しあう人権教育を推進します。

また、教職員においては児童生徒一人ひとりを大切にすることを基本姿勢として学校教育目標の実現を図り、いじめや不登校、非行、体罰などのない学校の実現を目指します。

学校だけでなく家庭、保護者との連携を図りながら、親子で学ぶわかりやすい人権教育を推進します。

教職員研修の充実を図り、人権教育の課題と、問題解決のための実践を行います。各種研修会の参加と校内研修の充実や公開授業の実施等、家庭、地域社会への人権教育を推進します。

推進体制の整備

三好市の人権教育の推進を図る中心的役割として、三好市人権教育推進協議会の機能を高めるとともに今後もさらに内容の充実を図ります。

人権教育の推進のために、三好市人権教育推進協議会、人権教育講師団による将来的な人権教育の指導者育成とあらゆる場での人権教育に対応できる環境づくりを推進します。

教育体制の整備としては、直接現場でその職務に当たる教職員の果たす役割が大きいことから、教職員に対する人権教育の研修を充実します。

人権教育推進協議会

これまでの人権教育を衰退することなく、広く、深く全市で人権教育に取り組んでゆくために、基本方針および事業計画を定め、人権教育の推進を図ります。

三好市人権教育推進協議会の内部組織の充実を図り、学校教育部、社会教育部、企業職域部等専門部会を通じた、より広範囲な教育・啓発活動に取り組みます。

人権教育講師団

同和問題、女性、高齢者、障害者、子ども、外国人、その他あらゆる問題に対応できる専門の講師団を設置し、市内各地で開催される各種の集会等を利用するなどして、地域に密着した人権教育・啓発を推進します。

人権啓発

現状と課題

わが国における重要な人権問題には、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者、アイヌの人びと、外国人、ハンセン病、H I V感染者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者などがあります。また、最近ではインターネット上の掲示板やホームページへの差別的落書きや、情報の開示等も問題となっており、社会構造の変化とともに人権に関する新たな問題も発生しています。

これらの人権問題解消のために、誰もがそれぞれの個性や能力を活かして、自己実現の達成を図って行くことを基本理念に、心豊かで生きがいのある社会、人権尊重の精神にあふれ暮らしの隅々にまで人権が根づいた「人権という普遍的文化」の実現をめざした取り組みを進めていくことが必要です。

市民一人ひとりが人権を尊重し、ともに生きる共生社会の実現を目指して、あらゆる場での人権教育・啓発を積極的に推進し、人権意識の高揚と人権擁護を実践する体制づくりの推進が求められています。

基本方針

すべての人が社会の一員として、豊かで、生きがいのある幸せな生活を送ることができるよう人権の尊重を基本理念とした偏見や差別のない社会を目指します。男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる、思いやりのある男女共同参画社会の実現を図ります。また、障害者や高齢者に優しく、思いやりや助け合いの心でともに支えあう社会の実現を図ります。

行政の責務として同和問題の早期解消はもちろんのこと、あらゆる差別の撤廃と市民一人ひとりの人権尊重意識を確立するため、統一的な施策の取り組みを推進します。

生き活きとした自然と平和で穏やかな郷土とそこに暮らすあたたかい心のふれあいを大切にしたい人権尊重を、まちづくりの大きな柱として施策を推進します。

具体的施策

人権意識の高揚

人権啓発のための講師団の養成、市報「みよし」など各種の広報活動による啓発記事の掲載および人権教育啓発特集号の発行、また人権問題標語、ポスター、および人権作文の募集と作品の有効活用、ケーブルテレビ等の活用で、人権問題に対する周知を図り、市民の人権意識の高揚に努めます。

人権教育・啓発の推進

同和問題をはじめとする、すべての人権問題の解消を図るため、国、県等の人権教育・啓発に関する基本計画をはじめ、「三好市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」に基づき、人権教育・啓発に関するあらゆる施策を推進し、「人権尊重のまち」の実現に努めます。

推進体制の整備

行政としての人権教育・啓発に関する総合的な展開を図るため、庁内に設置されている「人権施策推進本部」が中心となり、各部局課の緊密な連携や調整を行いながら、総合的に人権施策の推進を図ります。また、職場や地域での人権教育の中心となる職員の育成に努め、各部署に人権啓発リーダーの設置を進めます。

職員研修の推進

人権施策の推進を自治体の責務としてとらえ、職員の意識改革と資質の向上を目指し、市職員全体の意思の統一を図りながら、定期的な職員研修の実施に努めます。

人権教育・啓発推進拠点の整備

将来的には市民が人権についてあらゆる学習が行うことができ、人権教育について中心的役割を果たすための、啓発推進拠点づくりや整備に取り組みます。また、人権教育啓発推進センター等、関係機関との連携を図ります。

人権擁護活動の推進

人権擁護活動の中心である人権擁護委員や関係機関との連携を強化し、人権擁護委員の相談・啓発活動の支援を行います。さまざまな人権問題に対する相談に対し、市民が気軽に相談できる場の確保に努めるとともに、より専門的な相談にも対応できる体制の充実に努めます。

男女共同参画社会の実現

国際社会の動きと連動し、国・県においても男女平等の実現に向けた法の整備など、さまざまな取り組みが行われており、市においても平成20年度に策定した「三好市男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図ります。

社会や経済の環境が変化する中であって、個人のライフスタイルや価値観の多様化などが進み、男女が性別に関わりなくそれぞれの個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野へ平等に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会を実現するため、男女の固定的役割分担の意識改革をはかり、男女がお互いの人権を尊重し、対等なパートナーとして協力し合い喜びや責任を分かち合える社会づくりなど、男女平等意識の確立と、女性の自立と社会参画を支える環境づくりを推進します。

さらに取り組み体制の充実を図るため、女性問題に対して専門的に啓発を推進する指導者の養成を行います。また、家庭、地域社会、職場などにおける男女共同参画の普及啓発に努めます。

ノーマライゼーションの推進

社会福祉の基本理念として、障害者や高齢者を特別な存在として見るのではなく、健常者とともにお互いが助け合いノーマル(普通)な生活が送れる社会づくりに取り組むことが必要です。市民一人ひとりが「福祉の担い手であると同時に、福祉の受け手でもある」ことの自覚を深め、思いやりや助け合いの心で、お互いが支えあうまちづくりを市全体で推進します。



第2節 産業の振興

1 農・林・商・工業の振興

農業

現状と課題

三好市の農業は、大きく平坦部農業と山間部農業に区別されますが、高度経済成長とともに、平坦部においては宅地化が進行し、山間部においては過疎化、高齢化が進展するなど、農業における生産基盤、生活基盤の弱体化が現れています。

農業生産面においては、従来の基幹作物であった、米、麦、たばこ、養蚕、ハッサク等が減少傾向にあります。それらに替わる形で、平坦部では、なす、きゅうり、イチゴ、山間部では、ブローラー、豚、茶、ゆず、トマト、山菜、花卉等、施設園芸として、夏秋イチゴ、夏秋トマト、サラダハウレン草、菌床しいたけ、タラの芽等が伸びを示しています。

農業経営においては、総体的に、山間部を中心に経営規模は零細で大半が兼業農家であり、自家消費目的の栽培農家が多く見受けられます。山間地の急峻な地形と急傾斜地の立地条件の悪さに増して、過疎化による後継者不足や高齢化等も重なり、耕作放棄地も拡大傾向にあります。

しかし、農村と都市住民との交流イベントを活用した地域農業の活性化に努め、複合経営による生産組織強化とともに産地銘柄の確立に向け努力している地域も存在しています。

今後は、露地野菜、施設園芸において、地域の特性を活かした収益性の高い作目、作型を農業の担い手を中心に導入し、地域として産地化を図る必要があります。農業後継者や担い手農家を育成し、中核的な農家へ農用地利用の集積を行うとともに、従来の生産基盤整備だけにとらわれず、豊富な地域資源（自然）を活かし、農業と商工業、観光産業との有機的な連携を図った総合的計画的な生産環境の整備が求められています。まだまだ充分とはいえない農業基盤整備や生産基盤の整備はもちろん、農村集落の飲料水確保の問題や営農用水、農業集落排水など生活環境基盤の整備により、農村集落の活性化と定住の促進を図る必要があります。

農家数・農家人口

（単位：戸、人）

	農家数				農家人口		
	総数	専業	第1種兼業	第2種兼業	総数	男	女
三好市	654	189	100	365	1,139	573	566

（資料：2010世界農林業センサス）

耕地面積

（単位：ha）

	耕地面積		
	合計（耕地）	田（水田率）	畑
三好市	1,520（2.1%）	370（24.5%）	1,140（75.5%）

（資料：2010世界農林業センサス、平成23年面積調査）

基本方針

農業・農村は新鮮で安全な食料の安定供給の場だけでなく、地域経済の活力維持、保健休養、生活・交流の場の提供、国土・環境の保全など、多面的に重要な役割を担っており、後世に健全な姿で継承する責務があります。また、農業農村は人類生存にかかわる食料の生産の場であるとともに、おいしい水と空気を育み、国民全体の生活と生命・財産を守っています。このため、各種補助事業の積極的な推進による、ほ場・農道等の基盤整備を進め、体験観光農業へのシフトや地域の特性を活かした特産品づくりなど、農業の高付加価値化に取り組みます。そして計画的、かつ有効的な土地利用を目指し、県営パイロット事業等で整備された農地の活用に努めるとともに、農用地の利用集積を図ります。また、担い手農家、ファームサービス事業体など生産組織を育成し、経営基盤を強めて、安定した農業経営の促進と後継者の育成を目指します。

具体的施策

農業振興推進指導體制の強化

国・県・関係団体と連携し、担い手農家・認定農業者・集落営農組織・生産団体等の育成、組織化を図り指導體制を確立します。

農業基盤整備の推進

農業生産、農業経営の利便性向上のため、また、農村集落と都市部を結ぶ生活道として、農道の整備・改良を進めます。

農業用排水路、かんがい用水施設、ほ場整備、農業ため池整備などの土地改良事業について、地域の要望を踏まえながら、国県の補助事業を活用し、整備を進めます。

農地の保全、田畑や用水路が持つ防災機能の確立、遊休農地の解消に向け、各種事業を活用し、地域の活動を支援します。

担い手農家、各生産団体等が行う農業生産基盤整備、近代化施設整備について、国県の補助事業を活用し、積極的に支援します。

農村の環境整備の推進

猪やサル、鹿等の鳥獣害対策について、有害鳥獣から農作物を守る防護柵の設置を進めるとともに、集落単位で行う対策を支援し、荒廃した森林の保全も含めた有害鳥獣駆除に取り組みます。

都市と農村とのふれあい交流の場として、農村公園、体験農場、観光農園、市民農園（滞在型市民農園）、農産物直販施設等の交流施設の整備に努めます。

農業の担い手・中核的農家育成の推進

農家の経営安定を図り、将来の農業を支える担い手農家を育成するため、青年新規就農者、農業後継者、認定農業者、リーダーの養成や中核農家の育成に向け、連絡協議会等の組織づくりを進めるとともに、個性ある豊かな農業の育成のための相談指導體制の確立に努めます。

青年労働者や新規就農者、女性農業者、集落営農組織等、地域農業の担い手育成を推進するとともに、情報、学習、研修の場の提供に努めます。

農地法や、農業経営基盤強化促進法を中心とする農地の権利移動、農地の流動化により、認

定農業者等担い手農家への農地の利用集積を促進し、遊休農地の解消を図るとともに、農業経営基盤の強化を図ります。

農業の高付加価値化の推進

関係機関と連携し、地域の特性を活かした特産品の開発を推進します。品目としては、祖谷のそば、こんにゃく、源平いも・はれひめなどの柑橘類・しいたけ・茶・タラ芽・山ブキ・山菜・つまもの・プロイラー、薬草等について検討します。

農村婦人、生活改善グループ等による加工食品の開発、商品化への取り組みと販路拡大を支援します。また、直販施設等を関係機関と連携して整備し、地元農産物及び農産加工品の販路拡大を図ります。

学校給食等への地元農産物の利用を促進し、地産地消・地消地産の取り組みを推進します。

家畜排泄物の堆肥化を進めるとともに、農業集落排水施設汚泥堆肥を活用した環境保全型農業を推進します。また、有機栽培など付加価値の高い取り組みに対して、積極的に支援していきます。

主要事業

事業名	事業概要	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
中山間地域総合整備事業	中山間地域を対象に農業生産基盤整備を中心に生活環境基盤整備と一体的に整備を行います。 農業生産基盤整備 農村生活環境基盤の整備 交流基盤の整備 生態系保全等施設の整備					
		計画策定・実施				
農道整備事業	農道の開設・舗装。					
		整備計画の策定・実施				
中山間地域等直接支払事業	中山間地域において農業農村の持つ多面的機能の維持増進を図ります。そのため、集落協定に基づき継続して農業生産活動を行う農業者を対象にその取り組みに対して、要件に基づいて交付金を支払います。					
		実施				

農地水保全管理支払交付金事業	農地や水を守る効果の高い共同活動、環境保全活動及び農業施設の補修や更新による向上活動により営農の推進する取組みに対して支援を行います。			実施				
地域バイオマス利活用交付金事業	バイオマスタウン構想等を利用し、資源の有効活用の実現を目指します。			計画策定・実施				
鳥獣被害防止対策事業	鳥獣の被害に対し、国・県・市の補助事業を活用し、防護柵や捕獲檻等を設置して被害の減少に取り組んでいきます。			計画策定・実施				
とくしま明日の農林水産業づくり事業	徳島県が実施する農林水産業の振興策に基づく事業を活用し、農林業生産団体等が行う事業、施設整備等に対して支援を行います。			実施				
経営所得安定対策	食料自給率の向上を図るため、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保に対する支援を行います。			実施				
人・農地プラン作成事業	地域集落における5年後の人と農地の問題を解決すべく農地と人についてプラン作りを支援します。			実施				
新規就農総合支援事業	自ら独立して農業経営を開始する方、農業法人へ就職する方、農業技術を研修する方へ要件等に基づき給付金を支給します。			実施				
農地集積協力金事業	人と農地の問題の解決に向けて農地の集積を進めようとする方へ要件に基づき協力金を支給します。			実施				

環境保全型農業直接支援対策事業	環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して支援を実施します。			実施		→	
遊休農地発生防止、耕作放棄地解消事業	耕作放棄地解消計画により、国および県の事業制度を活用し、担い手農家への農地の利用集積等により解消を図ります。			計画策定・実施		→	
特産品開発事業・地産地消の取り組み	農作物の高付加価値化に向け、特産品開発や販売強化に向けた取り組みを支援します。また、地産地消の推進を図ります。			計画策定・実施		→	

林業

現状と課題

近年、山林の持つ多面的機能は、国土の保全、環境問題、保健文化機能など産業以外にも多くの役割を果たすことから、山林の重要性が再認識され、国による補助事業などの支援も積極的に行われています。しかしながら、林業を取り巻く情勢は、外国産材の輸入や伐採・搬出など生産基盤の立ち遅れ、経費の高騰、木造住宅の減少による木材需要の低下などで長期にわたって産業の低迷が続いています。

三好市の森林面積は、63,614 ha で市の総面積の 88% を占めており、このうち 84.9% が民有林です。人工林率は 63.9%、天然林率は 35.5% となっています。私有林所有規模別の面積を見ますと、16,334 人の所有者に対し 50,611 ha の面積となっていて、小規模森林所有者が多く、経営基盤が弱く、担い手が育ちにくい状況となっています(平成24年3月末の森林資源現況表による)。また、山林所有者の生産意欲の減退により、適切な森林の保全管理ができていない森林もあり、産業の衰退とともに重要な課題となっています。

私有林所有規模別面積

(単位 員数：人 面積：ha)

区分	1ha未満		1～10ha		10～30ha		30～50ha		50～100ha		100～500ha		500ha以上		総数	
	員数	面積	員数	面積	員数	面積	員数	面積	員数	面積	員数	面積	員数	面積	員数	面積
私有林	8,317	3,357	7,212	22,896	690	10,954	67	2,509	29	1,937	15	3,173	4	5,785	16,334	50,611

基本方針

緑の社会資本である森林の恩恵を将来にわたって享受できるよう、多様で健全な森林の整備と保全に取り組みます。

森林施業の集団化・計画化により搬出量を高め、安定した供給体制を整備するとともに、高性能林業機械の導入や林道等の路網の整備による効率化を進めます。

素材生産から消費者までのネットワーク化を推進し、地域生産物の需要の拡大を図ることにより、林業・木材関連産業に意欲が持てる環境づくりを進めていきます。

具体的施策

健全な森林づくりの推進および素材生産の振興

森林を面的にまとまりのある団地に設定し、集約化した森林経営計画を立て、計画的に森林整備を行うため、森林環境保全直接支援事業を実施します。

9 齢級以上の人工林が 73%（上記現況表による）を占めるようになり、搬出間伐事業の重要性が増加する中、高性能林業機械による低コスト・高能率の搬出作業システムの推進を図ります。また、林道等の路網整備により、搬出経費を減少させるとともに小規模の森林所有者に対し団地化を進め、広域的、かつ計画的な施業により、収益性を高める取り組みを行います。

人工林齢別面積

（1 齢級：5 年 単位：ha）

区分 \ 齢級別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13以上	総数
人工林	6	118	223	538	636	1,371	2,932	3,114	7,274	5,990	5,325	3,349	3,070	33,947

林業従事者の育成

林業に従事する意欲を持たせるため、また団地化の集約化と森林経営計画策定を推進するため、長期的視点に立った森林づくりや計画・指導ができるようなプランナーの育成を行います。

森林の多目的機能の整備

近年の健康志向や自然志向の高まりにより、森林の持っている魅力が再認識されているところですが、絆の森などの整備を行い、森林とふれあい親しんでもらう場づくりを進め、都市と連帯した森林づくりを行います。

森林環境保全整備事業などを利用し、広葉樹の新植を行い、鳥獣が山で住める環境整備を進め、農林産物の被害減少に努めます。

林業・木材生産物の振興

木材加工品は、加工体制の充実と需要の動向の調査を行う中で、付加価値の高い製品づくりと流通体制の強化を促進します。

特用林産物は、県下有数の産地であり、高い市場性を確保していますが、後継者不足と高齢化問題は深刻で、今後の課題として取り組んでいきます。

バイオマス利用による産業の振興については、経済性と安定した供給体制の整備の問題を研究し、地域にあった利用を検討して行きます。

主要事業

事業名	事業概要	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
森林環境保全整備事業	森林の適正な管理、ふれあいの森づくりをするため、新植・下刈・枝打ち・間伐の森林整備を行います。			実施		
	森林の適正な管理と素材生産の振興を図るため、搬出間伐の促進を行います。			実施		
林道整備事業	開設			実施		
	舗装			実施		
地域材利用促進事業	木造住宅推進協議会による地域材の利用を促進するとともに木材関連産業のネットワーク化による販売促進を図ります。			実施		

* 絆の森：生活環境の保全、地域独自の景観形成等の役割に加え、地域住民や都市住民の参加による多様な森林内活動や交流の場としての役割を持つ森林

商業

現状と課題

三好市の商業は、池田町のJR阿波池田駅周辺地域を中心に古くから県西部の中核商業地として発展してきました。また、国や県の官公署出先機関が集中し政治経済・教育の機能が集中している県西部の中心部として重要な役割を担っています。

その他地域においては、食料・衣料・日用雑貨品等を主とした小規模な家族経営の地域密着型店舗が大半を占めています。また、山城町、西祖谷山村、東祖谷地区では大歩危・小歩危峡、祖谷のかずら橋、祖谷溪谷、剣山などの全国でも有数の観光地をかかえ、観光産業としての商業圏を有しています。

近年、消費者の買い物行動は、交通体系の変化や モータリゼーションの進行などにより、近隣市町村に立地する大型量販店での購買が増え、地元商店街などでの購買が減少してきています。また、少子・高齢化と過疎化の進行により消費人口の減少が市内の商業の低迷をさらに深刻化させて

います。

基本方針

商業の活性化については、多様化する消費者ニーズに対応できるよう、流通の迅速化や取扱商品の選定、安心・安全性の確保での個性化など、各商店街及び商店の自主的経営改善の努力と連携はもとより、官民が協調して消費者人口の確保及び増大を図るため、各産業間とも連携し「地産地消」の促進や観光客や各種会議、イベントなどによる「入り込み客増員」に努めます。

また、地域経済の復活には、市内及び県西部の中核商業地であるJR阿波池田駅周辺地域を三好市の中心市街地と位置づけ、中心市街地の経済の活性化を図り、その波及効果を期待し、周辺地域の経済の活性化につなげていきます。

具体的施策

中心市街地としての都市機能の向上を図る活性化施策を展開します。

* モータリゼーション：自動車为社会と大衆に広く普及し、生活必需品化する現象

工業の振興

現状と課題

三好市の工業は、池田地域を中心に食品、木材、たばこ等の製造・加工を柱として発展してきましたが、少子・高齢化と過疎化の進行とともに長引く景気低迷により、企業の撤退や倒産、既存企業の新規採用の手控えなど若年労働力の市外流出が激しく、雇用の場の確保が重要となってきています。

基本方針

工業活性化については、企業立地促進条例に基づく支援や国・県と連携した融資制度の活用を行い、企業の経営安定を図り雇用の場の確保を目指します。

また、特産品の開発や新産業の創出など、官民共同して三好市ブランドとして全国に発信できる地場産業の育成などに努めます。

具体的施策

市内の工業の振興を図るため、国、県、関係機関との連携を強化し、支援制度を活用した技術開発・高品質化等の取り組みや、農商工連携に係る新事業展開を支援する等、市内工業の活性化を図ります。

企業誘致

現状と課題

近年、大企業の製造工場などは人件費等のコスト削減を考え、中国や東南アジアなど外国に進出

していくケースが多くなってきています。一方、IT技術の革新でコールセンターなどの場所を選ばずに立地可能なものや、研究開発事業など発想の転換が求められるものは、自然豊かな地方への進出も見受けられます。

三好市においては、急峻な地形により工場適地が少なく製造業等の大規模工場の新規進出が難しい現状にありますが、空き店舗を活用したデータセンターの立地や、首都圏IT企業が市内全域に整備されている高速通信網を活かしたサテライトオフィス設置の動きもあります。

基本方針

製造業などの工場に限らず、情報通信サービス業や営業拠点事業所などの、比較的小さい敷地面積や施設の有効活用により立地できるものについても、積極的に誘致活動を進めていきます。

具体的施策

中小規模の事業所を含めた企業立地促進条例の支援策を活用し、企業にとって魅力ある誘致施策を展開して、多くの雇用が生まれるよう努めます。

市内の誘致可能な土地や休廃校施設等の情報開示を積極的に行うとともに、中小規模の事業所等についても積極的な誘致活動に努めます。

2 観光の振興

現状と課題

三好市は剣山山系に源を有する祖谷川の源流から吉野川上流域までの広範囲なエリアから形成され、剣山国定公園を中心とした剣山、大歩危・小歩危渓谷、塩塚高原、黒沢湿原などの起伏に富んだ自然景観に恵まれるとともに、国・県指定重要有形民俗文化財「祖谷のかずら橋」や重要伝統的建造物群保存地区「東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区」など伝統ある文化財等が数多くあります。

こうした中、平成20年10月には徳島県西部の2市2町のエリアが「にし阿波観光圏」として、国の観光庁より選定をされ国際競争力の高い観光地の形成を目指して、官民共同の取り組みを進めてきました。

しかしながら、平成19年に端を発した世界的金融危機による経済不況や平成23年3月に発生した東日本大震災などの影響により、三好市を訪れる国内外の観光客数は増加傾向には至りませんでした。

基本方針

三好市の地域経済は急激な人口減少と高齢化により大変厳しい状況下であり、基幹産業である観光産業の振興は重要であり、その発展は地域経済の活性化に大きな影響をもたらします。このため、豊富な観光資源を活かすことのできる観光地を確立する必要があり、観光ニーズの多様化、少子高齢化など社会構造変化に対応した、受け入れ側としての見直しを図る必要があります。

広範囲に点在する観光資源相互のネットワーク化と地場産業である農林業を活用し、従来の官民

の役割を見直しながら、農林商工業関係者との連携を図った広域的な組織づくりを進めます。

また、民間が中心となった取り組みを推進し、滞在型の観光地への転換と、「大歩危・祖谷」を中心とした魅力的な観光資源を効果的に全国発信し、観光地としてのブランド化を図ります。

市内に点在する温泉宿泊施設、スキー場を中心とした観光交流施設、林業加工施設などの第3セクターと、類似の民間施設の共存を目指した連携強化や効率的な運営を図ります。また、サービス内容の改善と活用されていない観光資源や施設の整備、自然景観に調和を図った景観修正など、観光客の多様なニーズに応えていきます。

具体的施策

ホスピタリティ精神の醸成

全市民が観光客を温かく「迎える」観光地づくりを目指し、ホスピタリティ意識の啓発普及に向けた取り組みを強化します。また、自らの住むまちを誇りに思い観光客を心から「もてなす」精神を醸成するため、各種研修会などを開催し「おもてなし」の心を育む「人づくり」に取り組みます。

観光ルートの設定と滞在・体験型観光への転換

市内に点在する観光施設を効果的に利用するために、地域別・目的別観光ルートの設定や、豊かな観光地としてのイメージアップを図るとともに、高速自動車道インターチェンジのアクセスを活かした観光交流ゾーンの統一に向けた取り組みや、グリーンツーリズム等を活用した滞在・体験型観光への転換を図りながら、旅行エージェントとの提携によるニーズにあった商品化を目指し、集客増大への実現化に努めます。

自然環境に配慮した観光施設整備の推進

周辺住民や観光客からの意見に配慮し、既存観光資源の見直しや周辺の自然環境に配慮した観光施設・景観整備を推進します。

広域観光ネットワークの充実

集客に向けた体制づくりのため、官民連携（県、観光協会、商工会団体等）をさらに強化するとともに、広域観光ネットワーク網の確立を目指し、更なる地域間連携による魅力ある広域観光地の形成に努めます。

情報発信機能の強化と秘境ブランド化の推進

インターネットやマルチメディア等の情報通信技術の整備を進め、それらを活用した情報発信機能の強化を図るとともに、計画的な観光キャンペーンを実施し、本市の主要観光地である「大歩危・祖谷」地域の秘境ブランド化を推進します。

外国人観光客誘致の推進

海外メディアや旅行エージェントを招へいしたモニターツアーや海外キャンペーンの実施など海外へのPRの強化を図ると共に、市内の観光案内所や観光施設での外国人に対する受け入れ態勢の充実、観光案内標識の外国語併記等の環境整備を進めます。

効率的なイベントの実施と観光資源の活用

山岳や森林、河川、歴史的文化財、三好市ならではの自然や歴史と触れ合える多様な観光・レ

クリエイションの場の整備に努めるとともに、伝統芸能等を活用した観光誘客イベントと組み合わせることで開催することにより、イベントの効率化を図るとともに魅力ある観光資源として活用します。

主要事業

事業名	事業概要	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
「祖谷のかずら橋」周辺整備計画策定事業	主要観光施設である「祖谷のかずら橋」周辺の整備計画を策定し、景観に配慮した整備を進める。	整備計画策定			実施	
体験型観光の推進事業	美しい自然とそこに暮らす人々の素朴で温かい暮らしを体験し、人と人との心の交流を図ります。			実施		
ビジットジャパン地方連携事業	政府の実施するビジットジャパン地方連携事業を活用し、外国人観光客の誘客を図り、観光地の国際化を目指します。			実施		
古民家再生事業	「落合重要伝統的建造物群保存地区」において、歴史的価値の高い空き古民家を改修し宿泊施設として活用していきます。		実施			
観光ルート整備事業	交通関連事業所との連携により、観光地アクセスの整備や観光ルートの確立をします。			調査、実施		
観光PR事業の推進	広域観光ネットワーク網の確立と、観光独自のホームページの開設により全国に市内観光PRを展開します。			実施		
観光施設の整備事業	市内の観光施設及び資源を調査し施設の整備と新たな観光資源を活かした施設の計画を進めます。			調査、実施		

旅行エージェント：旅人の代わりに旅の段取りをつけてくれる業者

第3節 文化・スポーツ・レクリエーションの振興

1 文化の振興

1 芸術・文化活動の充実

現状と課題

価値観の多様化と余暇時間の増大によって、物の豊かさから心の豊かさを求める時代になりました。生涯を通じて生きがいや自己実現など、人間性豊かな生活を求める意識の高まりとあいまって、住民の文化活動への興味は強くなっています。

また、過疎化が進行する中、「平成の大合併」を経て「地方分権」が声高に叫ばれる現在、地域社会の活性化や交流人口の増加に向けた取り組みとして「文化を核とした交流のまちづくり」を実現することが急務となっています。

今後は、こうした取り組みの中核を担う文化施設として「交流拠点施設」の整備を進め、利用増進を図るとともに、芸術・文化団体などの活動に対する支援と組織強化、指導者の確保・育成、質の高い文化事業の展開などを進めていくことが必要です。

基本方針

文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため「三好市文化振興基本計画」を策定し、文化振興条例の制定を行い、文化施設の整備や文化事業の推進に努め、住民が優れた芸術・文化に触れることのできる環境づくりと、さまざまな芸術・文化活動に参加しやすい体制づくりを進めます。また、住民の自主的な文化活動を支援し、豊かで個性ある住民文化の創造に努めます。

具体的施策

芸術・文化活動の推進

芸術・文化活動団体の育成を通じて団体相互間の交流促進を図るとともに、各種活動を支援します。また、研修会や講習会の充実等を通じて、指導者の資質の向上および新たな指導者の発掘・育成に努めます。

文化施設の整備

文化活動の多様化に対応するため、現在進めている「交流拠点施設」の整備を着実に実行するとともに、社会教育・生涯学習の場である公民館・図書館等の適正な整備を図ります。

また、これまで各地域において個人・団体の文化活動の中心を担ってきた施設（池田総合体育館、三好市中央公民館、各地域の公民館、集会所など）との相互連携を進め、地域における日常的な文化活動及び学習機会の提供に努めます。

2 文化財の保護・伝承

現状と課題

市内には数多くの史跡や文化財が残されており、伝統行事や郷土芸能なども地域固有の文化として受け継がれています。これらの歴史的文化遗产は、先人が残してくれた住民共通の財産であり、

保存、伝承して後世に確実に伝えていくことが必要です。

三好市には、祖谷の蔓橋^{かずらばし}、木村家住宅、箬蔵寺などの国の重要有形文化財のほか、県や市指定の仏像や工芸品などの有形文化財が数多く存在しており、最近では東祖谷落合地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。一方、西祖谷の神代踊、山城の鉦踊、川崎獅子太鼓等、無形民俗文化財については、学校・地域・保存団体が一体となって伝承活動に努めていく必要があります。

基本方針

三好市の貴重な財産である文化財を次の世代に継承していくため、文化財に関する広報啓発活動の充実や、学校教育との連携、市民講座の開催等により、住民の文化遺産に対する理解の促進に努めます。

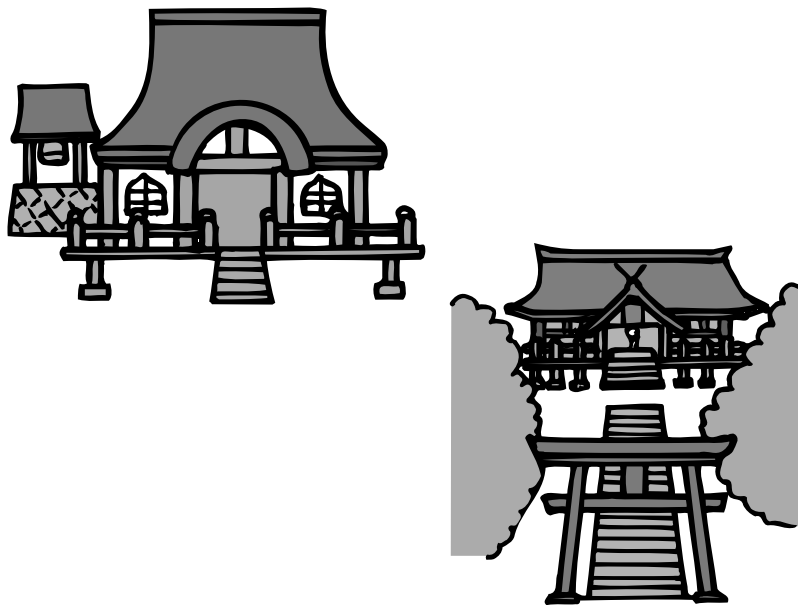
具体的施策

文化財の保護

市内に存在する文化財を調査・記録し、防火等に配慮した対策を講じるとともに、管理体制の充実を図り、文化財保護の啓発に努めます。また、新たな文化財の掘り起こしを促し、文化財の指定や登録を進めます。

文化財の活用

生涯学習活動や文化活動等の中で、郷土の歴史や文化遺産への理解を深める活動を推進し、郷土芸能・伝統芸能保存のため、関係団体や学校等の協力を得て、後継者の育成を図ります。また、点在する文化遺産を結ぶルートを観光・商業分野と連携するなど、さまざまな角度から文化財の活用を促進します。



主要事業

事業名	事業概要	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
芸術・文化活動の推進	将来にわたって芸術・文化の継続的な振興に努め、芸術・文化活動の支援、指導者の育成を推進します。 三好市文化振興基本計画の策定 市民文化祭ほか芸術・文化事業の推進 個人・団体の自主的な芸術・文化活動に対する支援			実施		
文化施設の整備	交流拠点施設や公民館等、文化・学習施設の適正な整備を図り、文化活動及び学習機会の提供に努めます。 交流拠点施設の整備 社会教育施設の適正な整備			実施		
郷土芸能・伝統文化の保存・継承	郷土芸能や伝統文化を保存・継承するための保存団体の支援や公開事業を推進します。			実施		
	阿波池田うだつの家(たばこ資料館)や東祖谷歴史民俗資料館の適正な管理と活用(学習機会の提供等)を図ります。			実施		
文化財の保護と活用	修復が必要な文化財の保存や防火施設の整備を推進します。未指定ながら価値が高いと思われる歴史文化遺産の掘り起こし、保護を図ります。文化財の活用を図る公開事業や郷土の歴史や文化遺産への理解を深めていただくための啓発活動を推進します。			実施		

2 スポーツ・レクリエーションの振興

現状と課題

高齢化の進展、余暇時間の増大等が進む中、市民の健康やスポーツに対する関心やニーズは年を重ねるごとに高まり、多種多様化してきています。幼児からお年寄りまで幅広く、また、体力や年

齢に応じてスポーツを誰もが気軽に取り組めるような環境づくりが望まれています。

また、仲間づくりや健康増進を目的とする人々がいる一方で、勝つことや記録の壁を破るという自己の可能性を求める人もいます。そういったさまざまなニーズにも応えていく必要があります。

基本方針

三好市では、体育活動の中核的な役割を果たす「三好市体育協会」が合併とともに設立されています。これらの団体を支援し、各種団体のスポーツ活動の推進を図るとともに、身近なスポーツの機会を提供できる各種体育活動イベントの開催を計画していきます。

また、これらの活動が十分に行えるよう既存の施設（体育館5館と16の屋外体育施設および学校開放施設）の有効利用や維持管理に努めます。さらに、豊かな地域社会の形成のために、住民相互の親睦や交流を深め、地域住民の健康や体力の保持増進につながるよう、生涯にわたって気軽にスポーツに親しむことができる機会の確保に努めます。

具体的施策

スポーツ・レクリエーション活動の推進

三好市における生涯スポーツ・レクリエーション活動を計画的に進めるため、各種活動の計画・策定について総合化を図ります。

団体・クラブの育成

三好市体育協会に所属するスポーツクラブやスポーツ少年団などの組織の強化と交流、また、活動がより活発化となるための支援を行うとともに、現在ある「いけだスポーツクラブ」のような総合型地域スポーツクラブを各地域で育成して行きます。

スポーツ指導者の育成

スポーツ推進委員、スポーツ少年団の指導者などの指導力の向上に努めることで、スポーツ活動の活性化と競技力向上を図ります。

スポーツ施設の有効活用

三好市には現在、池田総合体育館を中心に、さまざまな体育施設が整備されています。これらの施設を有効に活用するとともに、学校体育施設を開放し身近にスポーツに取り組めるような環境づくりに取り組みます。

市民主体によるスポーツイベント等の活動の促進

健康づくりのためのスポーツイベントなど市民が主体となる活動を促進し、市民相互の交流や親睦が図れるよう努めます。

